



2024年11月29日

各 位

会 社 名 大黒屋ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 浩平
(コード番号 6993 東証スタンダード市場)
問合せ先 財務経理部マネージャー 今長 岳志
(TEL. 03-6451-4300)

**第三者割当により発行される第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び
第21回新株予約権の募集に関するお知らせ**

当社は、2024年11月29日開催の取締役会において、当社代表取締役社長の小川浩平氏（以下「小川氏」といいます。）を割当予定先とする第三者割当により発行される第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本転換社債型新株予約権」といいます。）の募集並びに小川氏及び小高功嗣氏（以下、「小高氏」といいます。）を割当予定先とする第三者割当により発行される第21回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達を、「本件資金調達」といい、本新株予約権付社債及び本新株予約権の第三者割当による発行を「本第三者割当」といいます。）。

なお、当社における意思決定の公平性と中立性を保つ観点から、当社代表取締役社長の小川氏は、当社の特別利害関係者にあたるため、本件資金調達に係る取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

記

1. 募集の概要

<本新株予約権付社債発行の概要>

(1) 払込期日	2024年12月16日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は2,500,000円（額面100円につき金100円）とします。 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償とします。

(4) 当該発行による潜在株式数	<ul style="list-style-type: none"> ・当初転換価額 (29 円) における潜在株式数 : 3,448,240 株 ・下限転換価額 (15 円) における潜在株式数 : 6,666,640 株 <p>本転換社債型新株予約権については、下記「(6) 転換価額」に記載のとおり転換価額の下方修正条項があり、実質的に当初転換価額が転換価額の上限となります。</p>
(5) 調達資金の額	100,000,000 円 (差引手取概算額:86,950,680 円)
(6) 転換価額	<p>当初転換価額 29 円</p> <p>本新株予約権付社債の発行要項第 13 項第 3 号 (ハ) ②に記載のとおり、転換価額は 1 回のみ修正されることがあります。但し、修正後の転換価額が、下限転換価額(15 円)を下回る事となる場合には、下限転換価額を修正後の転換価額とします。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	小川氏に対する第三者割当方式
(8) 利率	本社債には利息を付しません。
(9) 償還期限	2026 年 12 月 16 日
(10) 譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。本新株予約権付社債は、会社法の定めにより、本転換社債型新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできません。
(11) その他	<p>①繰上償還条項</p> <p>当社は、2024 年 12 月 17 日以降、償還すべき日の 2 週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者に対し事前の通知 (撤回不能とします。) を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部 (一部は不可) を、各本社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で繰上償還することができます。</p> <p>②前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2024年12月16日
(2) 新株予約権の総数	689,656個
(3) 発行価額	<p>本新株予約権 1 個につき 5 円 (総額3,448,280円)</p> <p>(本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 : 新株予</p>

	約権の目的である株式1株あたりにつき0.05円)
(4) 当該発行による潜在株式数	68,965,600株(新株予約権1個につき100株) 下限行使価額は15円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は68,965,600株です。
(5) 調達資金の額	2,003,450,680円 (内訳) 新株予約権発行による調達額:3,448,280円 新株予約権行使による調達額:2,000,002,400円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。なお、本新株予約権の払込金額の総額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は減少します。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。
(6) 行使価額	当初行使価額29円 本新株予約権の発行要項第10項に記載のとおり、行使価額は1回のみ修正されることがあります。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額(15円)を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	小川氏 637,932個(63,793,200株) 小高氏 51,724個(5,172,400株)
(8) 譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
(9) その他	①取得条項 2024年12月17日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。 ②前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の目的及び理由

(i) 本件資金調達を検討するに至った経緯

(I) 前回ファイナンスによる調達資金の充当状況

2023年11月30日付け「第三者割当により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第20回新株予約権の募集に関するお知らせ」、同年12月5日付け「第三者割当により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第20回新株予約権の発行条件等の決定に関するお知らせ」、並びに同年12月21日付け「第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第20回新株予約権の発行の払込完了に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社は2023年12月21日を払込期日とした第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「前回CB」といいます。）及び第20回新株予約権（以下「前回予約権」といいます。）の発行による資金調達（以下「前回ファイナンス」といいます。）を実施しておりました。

前回CBは全ての転換が完了しており、前回予約権は小川氏に割当てられた411,111個のうち402,489個、小高功嗣氏に割当てられた33,334個のうち1,500個の合計403,989個の行使が本日までに完了し差引手取概算額にて1,209百万円を調達しており、残個数40,456個の行使が完了した場合の前回CB及び前回予約権による差引手取概算額は1,413百万円となりますが、2024年11月11日付け「資金用途の変更に関するお知らせ」（以下「資金用途変更リリース」といいます。）にて公表のとおり、大要、(i)LINEヤフー株式会社（以下「LINEヤフー」といいます。）との間でのLINEヤフーのプラットフォームを活用した顧客からの中古ブランド品の買取業務（以下「本買取サービス」といいます。）についての業務提携（以下「本業務提携」といいます。）の進捗に遅れが生じたこと、(ii)2024年6月28日付け「第20回新株予約権の行使価額及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額の修正に関するお知らせ」にて公表のとおり、2024年7月1日に前回予約権の行使価額が当初行使価額52円から28円に修正され（以下「本行使価額修正」といいます。）、前回予約権の権利行使による調達総額が減少したこと、(iii)本行使価額修正により前回予約権による調達総額は当初想定より減少したものの、既存ルート（店舗、ネット）での在庫買取需要が旺盛であり、減少後の調達総額の範囲内で当該買取需要に応える方向性としたことを踏まえ、当社は前回ファイナンスの資金用途を以下のとおり変更することにしております（変更箇所には下線を付しております。）。

なお、前回ファイナンスの資金用途については、前回CB及び前回予約権による資金調達を前提に上記LINEヤフーとの本買取サービスにかかる業務提携に伴い

定の予算枠を確保しておりましたところ、次の事情により、2024年7月には変更が生じていたところであります。具体的には、当社としては、2024年1月から連携事業の進捗の遅れは認識しており、同年5月13日付「当社連結子会社の株式会社大黒屋におけるLINEヤフー株式会社との業務提携に基づく共同施策の開始の遅れのお知らせ」や同年6月28日付「第20回新株予約権の行使価額及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額の修正に関するお知らせ」で公表していましたが、この資金使途及び支出予定時期の変更の開示の必要性の認識が不十分であり、①本買取サービスの進捗が流動的であり資金使途及び支出予定時期が不確定な状況にあったこと、②同時期において当社子会社である株式会社大黒屋（以下「大黒屋」といいます。）における銀行借入の交渉が継続していたため、大黒屋における資金状況が不確定であり、資金使途の内訳等の変更方針を確定し難かったこと、また、③上記資金使途の内訳及び充当期の変更が決定的となる時点で速やかに決定し開示する必要がある点について社内の認識が不十分であったことから、同年11月11日付け資金使途変更リリースでの公表となりました。今後は、前回ファイナンス及び本件資金調達による資金の調達と使途への充当状況を社内で共有するとともに、資金使途に変更が決定的となる時点で速やかに決定し公表します。

(変更前の内容)

① 前回CBの資金使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
LINE ヤフーとの業務提携に伴う新規事業資金 (在庫保管倉庫費用及びシステム費用)	91	2023年12月
合計	91	

② 前回予約権の資金使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
LINE ヤフーとの業務提携に伴う新規事業資金 (在庫保管倉庫費用及びシステム費用)	91	2024年12月
LINE ヤフーとの業務提携に伴う新規事業資金 (顧客からの中古品の買取費用)	1,000	2023年12月～ 2025年11月
既存ルート（店舗、ネット）での販売用在庫 買取り資金	559	2023年12月～ 2024年11月
大黒屋における買取専門店の新規出店資金	50	2023年12月～ 2025年4月
持株会社の運転資金（人件費、家賃、支払手数料等）	612	2024年4月～ 2026年4月
合計	2,312	

(変更後の内容)

① 前回CBの資金使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
LINE ヤフーとの業務提携に伴う新規事業資金（システム費用）	91	2023年12月～ 2024年2月
合計	91	

（注）前回 CB による調達金額は、全額上記資金使途に充当済みとなります。

② 前回予約権の資金使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
LINE ヤフーとの業務提携に伴う新規事業資金（システム費用）	301	2024年1月～ 2024年7月
LINE ヤフーとの業務提携に伴う新規事業資金（顧客からの中古品の買取費用）	＝	＝
在庫買取資金（LINE ヤフーとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用、既存ルート（店舗、ネット）での販売用在庫買取資金）	855	2023年12月～ 2026年3月
大黒屋における買取専門店の新規出店資金	16	2024年1月
持株会社の運転資金（人件費、家賃、支払手数料等）	150	2024年4月～ 2024年7月
合計	1,322	

（注）現時点における前回予約権による調達済金額は 1,209 百万円となり、「在庫買取資金（LINE ヤフーとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用、既存ルート（店舗、ネット）での販売用在庫買取資金）」は 855 百万円のうち 279 百万円を充当済みとなり、その他資金使途は全額充当済みとなります。

なお、(i)本買取サービスは 2024 年 7 月 1 日より正式版の提供を開始し、LINE アプリ「おてがるブランド買取」の友だち登録者数が着実に増加しているなど、新たな買取ルートの実現に向けて、一定の成果を実現できたこと、(ii)旺盛な在庫買取需要に応じるための資金を前回ファイナンスで確保でき、これにより当社のビジネスチャンスを逸することを避けることができたことから、前回ファイナンスの調達資金により、当社の企業価値ひいては株主価値向上に一定の貢献が図れたものと考えております。

(II) 本件資金調達の経緯

当社の直近事業年度（2024 年 3 月期）における連結業績は、当初予想されていた中国当局によるツアー渡航制限が 2023 年 8 月まで解禁されなかったことや、その後の不動産不況等に伴う中国経済の不振によりインバウンド需要が想定を下回ったことを主な理由とし、売上高は 10,967 百万円（前期比△11.9%）、営業損失は 143 百万円（前期は営業利益 124 百万円）、親会社に帰属する当期純損失は 539 百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失 279 百万円）となり、営業キャッシュ・フローは税金等調整前当期純損失の計上を主な理由としてマイナス

430 百万円（前期はプラス 254 百万円）となりました。また、今期（2025 年 3 月期）中間期時点においてもインバウンド需要は回復せず、中間期の売上高は 5,000 百万円（前年同期比マイナス 9.3%）、営業損失は 364 百万円（前年同期は営業損失 8 百万円）、親会社株主に帰属する中間純損失は 448 百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失 164 百万円）となり、営業キャッシュ・フローは税金等調整前中間純損失の計上を主な理由としてマイナス 643 百万円（前年同期はマイナス 442 百万円）となりました。その他、2024 年 9 月末時点の商品在庫は 1,510 百万円と、コロナ前の在庫残高の水準（2019 年 3 月末：3,796 百万円）の 39.8%となり、現預金残高も 948 百万円となります。

また、上記「（I）前回ファイナンスによる調達資金の充当状況」に記載のとおり 2024 年 7 月 1 日に前回予約権の行使価額が当初行使価額 52 円から 28 円に修正され、前回予約権の権利行使による調達総額が減少したことにより、前回ファイナンスにおいて想定していた差引手取概算額 2,403 百万円に対して、前回予約権が今後全て行使された場合の前回 CB 及び前回予約権による差引手取概算額は 1,413 百万円と、当初想定を 990 百万円下回る状況にあります。また、上記のとおり営業キャッシュ・フローのマイナスが続いていることから、差額を手元資金から賄うことは難しい状況にあります。一方、前回ファイナンスで想定していた資金需要は引き続き存在し、また、下記「（ii）資金調達の内容」に記載の同様の資金用途における将来的な資金需要（(a) LINE ヤフーとの業務提携に伴う在庫保管倉庫費用及びシステム費用：200 百万円、(b)在庫買取り資金（LINE ヤフーとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用、メルカリとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用、既存ルート（店舗、ネット）での買取り資金）：1,621 百万円、(c) 大黒屋における買取専門店の新規出店資金：40 百万円、(d) 持株会社の運転資金：225 百万円）も想定されることから、2024 年 9 月下旬、当社はエクイティ・ファイナンスによる追加の資金調達を検討するに至りました。また、割当予定先については当社の事業内容やその不確実性を理解する投資家以外には引受けが困難である可能性が高いと判断し、前回ファイナンスを含め過去に当社の第三者割当増資の引受け実績があり、当社代表取締役として当社の事業内容及びその不確実性を理解する小川氏、及び 2022 年 4 月に締結した顧問契約に基づき当社への経営戦略面の助言を行ってきたとともに、前回予約権の割当先である小高氏に、小川氏と同様に当社の事業内容及びその不確実性を理解している点を踏まえに資本性資金による資金提供を相談したところ、本第三者割当の引受けによる資金協力の合意を得ることができるといたしました。

上記経緯を踏まえ、当社は前回ファイナンスにおいて予定していた調達額からの不足額及び今後の必要資金の調達を目的として、本件資金調達を実施することといたしました。

(ii) 資金調達の内容

(a) LINE ヤフーとの業務提携に伴う在庫保管倉庫費用及びシステム費用の調達

当社グループの主力事業は、中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品等）の買取と販売であります。従前のルート（店舗、ネット）に加えた買取・販売ルートの確保を目的として、2023年11月30日付け「当社連結子会社の株式会社大黒屋におけるLINE ヤフー株式会社との業務提携についてのお知らせ」、2024年5月13日付け「当社連結子会社の株式会社大黒屋におけるLINE ヤフー株式会社との業務提携に基づく共同施策の開始の遅れのお知らせ」及び2024年5月27日付け「当社連結子会社の株式会社大黒屋におけるLINE ヤフー株式会社との業務提携に基づく共同施策の概念実証開始のお知らせ」（以下、総称して「本業務提携関連リリース」といいます。）にて公表のとおり、当社子会社である大黒屋はLINE ヤフーとの間で、本買取サービス（LINE ヤフーのプラットフォームを活用した顧客からの中古ブランド品の買取業務）について本業務提携し、2024年7月1日より本買取サービスを開始しております。

本業務提携の内容の詳細については、本業務提携関連リリースをご覧ください。いただければと存じますが、前回ファイナンスにおいては、本業務提携に伴う在庫保管倉庫費用及びシステム費用182百万円の調達を予定しておりましたが、資金使途変更リリースに記載のとおり、現時点で既にシステム費用にて392百万円生じております。現在の時点ではどの程度か想定は困難ですが、今後、この連携事業による買取量が増加する可能性があり現在の本部での対応ができない場合には、別途在庫保管倉庫を確保する必要があります。また、現在運用しているチャットボットシステムについても、お客様のニーズに沿うように順次改修していく必要があります。そのために必要な在庫保管倉庫費用とシステム費用200百万円の確保のため、本件資金調達を行うものです。

(b) 在庫買取り資金（LINE ヤフーとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用、メルカリとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用、既存ルート（店舗、ネット）での買取り資金）の調達

本買取サービスでは、大黒屋が、LINE ヤフーの運営するLINE 上で申込んだ顧客から買取りを希望する中古品を大黒屋の査定額で買い取った後ヤフーオークションに出品し販売します。大黒屋が、LINE を通じて顧客からの中古品買取りをすることにより在庫が大幅に増加し、これに伴う買取りのための運転資金が大幅に増加する可能性があります。前回ファイナンスにおいては、本業務提携に伴う運転資金1,000百万円の調達を予定しておりましたが、進捗が遅延したことに加え、前回ファイナンスの差引手取概算額が減少したことにより十分に顧客からの中古品の買取費用が確保できておりません。

また、当社グループの主力事業である中古ブランド品の買取と販売においては、

販売先顧客の需要に柔軟に対応できるよう、一定の在庫を積み増しておく必要がありますが、2024年11月12日に公表した「当社連結子会社の株式会社大黒屋における株式会社メルカリとの業務提携についてのお知らせ」にて公表のとおり、大黒屋は株式会社メルカリ（本社：東京都港区六本木六丁目10番1号、代表者：取締役兼代表執行役CEO（社長）山田進太郎。以下「メルカリ」といいます。）との間で、メルカリに出品された商品を、大黒屋が買い取るシステムを構築することとしております。このルートによる在庫買取り資金も必要となります。

さらに、大黒屋においては既存ルート（店舗、ネット）での販売用の商品在庫がコロナ禍前の在庫残高の水準（2019年3月末：3,796百万円）と比べ2024年3月末は1,314百万円と著しく落ち込んでおり、アフターコロナ禍のインバウンド需要再来及びリユース品の需要拡大に向けて、この回復が急務となっております。前回ファイナンスにおいては当該在庫水準の回復のための在庫買取り資金559百万円の調達を予定しておりましたが、資金使途変更リリースに記載のとおり、在庫買取需要が想定より旺盛であったことから、855百万円に増加させることになりました。そして、今後も在庫買取需要は旺盛であることが想定されます。

上記状況を踏まえ、LINE ヤフーとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用、メルカリとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用及び既存ルート（店舗、ネット）での在庫買取り資金として1,621百万円を確保するため、本件資金調達を行うものです。

(c) 大黒屋における買取専門店の新規出店資金の調達

上述のとおり当社グループの主力事業である中古ブランド品の買取と販売においては、販売先顧客の需要に柔軟に対応できるよう、一定の在庫を積み増しておく必要がありますが、前回ファイナンスにおいては買取ルートの拡大を目的として、大黒屋が2023年12月から2025年4月の間に、5店舗の買取専門店の新規出店を計画しており、当該新規出店における設備投資資金（内装費及び敷金）として50百万円の調達を予定しておりましたが、資金使途変更リリースに記載のとおり、当該資金使途への充当は16百万円（1店舗分）に留まることになりました。今後は1店舗当たり200百万円の予算で2店舗の出店（計40百万円）を予定していることから、本件資金調達を行うものです。

(d) 持株会社の運転資金の調達

当社単体（持株会社）においては、継続的に運転資金の不足が発生しており、この理由は、当社は持株会社内に電機事業部門を有しセグメント上の利益は計上していますが、持株会社及び上場会社としての運営に関する費用（具体例としては、経営企画・経理・財務・法務・IRといった間接部門の人的費用や業務委託費、社外役員報酬、監査費用）を当該セグメント利益で全て賄うことはできないため、持株会社

傘下企業から配当を受領し、当該配当から不足分を充当する構造を構築するべきであるところ、傘下の主要企業である大黒屋から持株会社への配当が、金融機関からの借入に係る財務制限条項の制約もあり難しいことが主な要因となります。前回ファイナンスの資金使途のうち持株会社の運転資金として充当を予定していた金額は 612 百万円でしたが、資金使途変更リリースに記載のとおり、当該資金使途に対する充当金額は 150 百万円と、462 百万円下回ることになりました。当該不足額のうち 225 百万円（支出予定時期：2024 年 12 月から 2027 年 3 月。人件費、家賃、支払手数料等で月あたり 25 百万円の一部）の確保のため、本件資金調達を行うものです。

（２）当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、株主の皆様のご利益に配慮しつつ、かつ上記「（１）資金調達の目的及び理由」に記載した目的の達成を目指し、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。しかし、限られた期間内での選択と意思決定という事情もあり、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による本件資金調達を行うことが、現状においては、当社の財務運営において、またひいては当社株主の皆様にとっても選択可能な中での最適な資金調達方法であるとの結論に至りました。

この検討過程において、小川氏及び小高氏とは当社の短期的資金繰り及び財務内容改善の観点から協議し、合意に至っております。

なお、当社が本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による本件資金調達を選択するに至った判断過程は以下のとおりです。

① 公募増資

公募増資は、資金調達額が確実に見込めるというメリットはある一方で、（i）本件資金調達と比較した場合、発行手続に係る費用が大きくならざるを得ず、また、（ii）当社グループの今後の事業運営には多くの不確実性が存在していることに鑑みると、引き受ける証券会社を見つけることが困難であると判断せざるを得ませんでした。（iii）なお、公募増資による株式の発行の場合、一度に株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、一度に希薄化が発生することを避けることができず、本件資金調達の規模を鑑みると、既存株主の持分の希薄化のインパクトが大きいこと、その観点からも望ましい方法ではないと考えております。

② 第三者割当による株式の発行

第三者割当による株式の発行についても、資金調達額が確実に見込めるというメリットはあるものの、当社グループの今後の事業運営には多くの不確実性が存在していることに鑑みると、小川氏を含め一定数以上の当社株式をまとめて取得する意向を有する投資家を見つけることが困難であると判断せざるを得ませんでした。なお、第

三者割当の方法による株式の発行の場合、一度に株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、一度に希薄化が発生することを避けることができず、今回の資金調達の規模を鑑みると、既存株主の持分の希薄化のインパクトが大きく、割当先が保有する当社株式の株価変動リスク管理の観点で、当社株式の流動性に対して高い関与率で市場内売却を行い、場合によっては損失確定のため新株式の発行価額を下回る価格で相当数の市場売却を行う可能性も否定できず、これによる株価下落により少数株主の株主価値が損なわれる可能性があるため、その観点からも望ましい方法ではないと考えております。

③ 新株予約権付社債又は新株予約権のみによる資金調達

新株予約権付社債のみによる資金調達や、新株予約権のみによる資金調達も検討いたしましたが、新株予約権付社債のみの発行についても、資金調達額が確実に見込めるというメリットはあるものの、当社グループの今後の事業運営には多くの不確実性が存在していることに鑑みると、一定数以上の当社新株予約権付社債をまとめて取得する意向を有する投資家を見つけることが困難であると判断せざるを得ませんでした。また、新株予約権のみの発行による場合、当該新株予約権が行使されるまで十分な資金調達を行うことができず、直近で必要となる資金を十分に調達することができないため、今回の資金調達の方法として適切な方法ではないと考えております。

④ 借入金

金融機関からの借入につきましては、当社は 2024 年 9 月 30 日現在連結ベースで 4,600 百万円の有利子負債があり、2024 年 3 月期の親会社株主に帰属する当期純損失は 539 百万円、2025 年 3 月期第 2 四半期の親会社株主に帰属する中間純損失は 448 百万円となっております。このような状況を考慮すると、金融機関による当社への貸付審査には相当な期間を要すると考えられ、調達可能額にも不確実性が存在するため、今回の資金調達の方法として適切な方法ではないと考えております。

<当該資金調達の方法のメリット及びデメリット>

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による本件資金調達には以下のメリット及びデメリットがありますが、業務提携に係る必要資金をはじめとした事業拡大資金を確保できること、及び将来における転換・行使に伴う株主資本増強が可能であることから、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による本件資金調達が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。なお、株価の低迷等を理由に転換が進まず、償還期日において本新株予約権付社債が残存することになった場合には、当該時点の財務状況を踏まえ、自己資金、銀行借入れ、エクイティ性資金調達といった手法の中で最適な方法で、償還資金を確保する予定です。

(i) メリット

(ア) 即座の資金調達

本新株予約権付社債の発行により、当社は本新株予約権付社債の払込期日において、当座必要な手元資金の確保が可能となります。

(イ) 金利コストの最小化

本新株予約権付社債は、利払いの必要がないゼロクーポンで発行されるため、金利コストの最小化を図った資金調達を行うことが可能です。

(ウ) 過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権については、その目的となる当社普通株式数が 68,965,600 株と一定であり、株価動向にかかわらず本新株予約権の行使による最大増加株式数が限定されております。

(エ) 株価への影響の軽減が可能なこと

本転換社債型新株予約権の下限転換価額及び本新株予約権の下限行使価額が 15 円に設定されており、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により交付される株式が市場において上記水準を下回る価格で売却される蓋然性が小さいため、株価への影響を一定程度軽減することが可能と考えられます。

(オ) 資本政策の柔軟性が確保されていること

本新株予約権の行使が見込まれない状況において、資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部を取得することができるため、資本政策の柔軟性を確保できます。

(ii) デメリット

(ア) 一時的な負債比率上昇

本新株予約権付社債の発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されず、本新株予約権付社債の転換が完了するまでの期間につきましては、一時的に負債比率が上昇します。

(イ) 当初に満額の資金調達ができないこと

本新株予約権付社債部分については即座の資金調達が可能ですが、本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があってはじめて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

(ウ) 行使完了に一定の期間が必要

市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。

(エ) 株価下落・低迷時に転換・行使が進まない可能性

本転換社債型新株予約権及び本新株予約権には下限転換価額及び下限行使価額

が設定されているため、株価水準によっては本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使がなされない可能性があります。

(オ) 修正後転換価額での転換の可能性

株価が当初転換価額を下回る水準で推移し、本新株予約権付社債について修正後転換価額での転換が行われる場合には、当初転換価額との対比で低い株価で希薄化が発生する可能性があります。

(カ) 修正後行使価額での行使の可能性

株価が当初行使価額を下回る水準で推移し、本新株予約権について修正後行使価額での行使が行われる場合には、当初行使価額で想定されていた資金の全額が調達できないこととなります。

(キ) 本新株予約権による資金調達完了に時間を要する可能性

割当予定先に対して本新株予約権の行使を義務付ける条項は付されていないため、本新株予約権による調達完了までに時間がかかる可能性があります。

(ク) 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先は本新株予約権の行使により取得した株式を市場で売却する可能性があります。そのため、かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

(ケ) 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

①調達する資金の総額（円）	2,103,450,680
内訳	
（本新株予約権付社債の発行による調達額）	100,000,000
（本新株予約権の発行による調達額）	3,448,280
（本新株予約権の権利行使による調達額）	2,000,002,400
②発行諸費用の概算額（円）	16,500,000
③差引手取概算額（円）	2,086,950,680

- (注)
- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 発行諸費用の概算額の内訳は価値算定費用（200万円）、開示書類作成支援費用（200万円）、弁護士費用（420万円）、有価証券届出書作成費用（100万円）、登記費用（730万円）の合計です。なお、登記費用（730万円）は、本新株予約権が行使されなかった場合には減少します。
 - 上記払込金額の総額は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額であり

ます。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記「調達する資金の総額」、「内訳（本新株予約権の権利行使による調達額）」及び「差引手取概算額」は減少いたします。

（2）調達する資金の具体的な使途

前記のとおり、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行によって調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期については、以下のとおりです。

① 本新株予約権付社債

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
(ii)在庫買取り資金（LINE ヤフーとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用、メルカリとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用及び既存ルート（店舗、ネット）での買取り資金）	86	2024年12月～2025年3月

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社名義の銀行預金口座で適切に管理する予定です。

② 本新株予約権

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
(i)LINE ヤフーとの業務提携に伴う在庫保管倉庫費用及びシステム費用	200	2024年12月～2026年3月
(ii)在庫買取り資金（LINE ヤフーとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用、メルカリとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用及び既存ルート（店舗、ネット）での買取り資金）	1,535	2024年12月～2027年3月
(iii)大黒屋における買取専門店の新規出店資金	40	2025年10月～2026年9月
(iv)持株会社の運転資金（人件費、家賃、支払手数料等）	225	2024年12月～2027年3月
合計	2,000	

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社名義の銀行預金口座で適切に管理する予定です。

2. 資金使途優先順位は(i)から順としますが、各項目の必要なタイミング

に応じて柔軟に配分してまいります。

3. 本新株予約権が当初行使価額で全て行使された場合の当社調達資金による用途を示していますが、調達金額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に予約権の行使が行われない場合、又は、当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、実際の調達額は上記資金用途の金額に満たないこととなりますが、その場合の資金用途優先順位は(i)から順とし、各項目の必要なタイミングに応じて柔軟に配分してまいります。なお、調達額が不足することとなった場合には、別途資金調達を検討することとなります。

上記資金用途の詳細については、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の目的及び理由 (ii) 資金調達の内容」をご参照ください。なお、本日公表した「当社連結子会社の株式会社大黒屋における「中期経営計画(2025~2029)」見直しのお知らせ」にて、当社は大黒屋の中期経営計画(以下「大黒屋中期経営計画」といいます。)を下方修正したところですが、本件資金調達により、大黒屋中期経営計画の遂行に向けた資金の一部を確保できるものと考えております。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

本件資金調達により調達する資金を、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することで、当社グループは、LINE ヤフーやメルカリが運営する巨大なデジタルプラットフォームを活用することにより顧客層を大きく広げることにより、今後も厳しい競争が見込まれる国内市場において勝ち抜き、経営基盤を強化し、収益を確保してゆくには必須であること等から、本件資金調達は当社の株主価値向上に資する合理的なものであると考えております。

① 本新株予約権付社債

本新株予約権付社債の資金用途は、在庫買取り資金(LINE ヤフーとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用、メルカリとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用及び既存ルート(店舗、ネット)での買取り資金)を予定しており、当社の今後の成長・発展には必須の投資であり、合理性のある資金用途であると考えております。

② 本新株予約権

本新株予約権の資金用途は、LINE ヤフーとの業務提携に伴う在庫保管倉庫費用及びシステム費用、在庫買取り資金(LINE ヤフーとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取

費用、メルカリとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用及び既存ルート（店舗、ネット）での買取資金）、大黒屋における買取専門店の新規出店資金及び持株会社の運転資金（人件費、家賃、支払手数料等）を予定しており、当社の今後の成長・発展、事業運営には必須の投資であり、合理性のある資金用途であると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：山本顕三、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等並びに割当予定先の株式処分コストを考慮した一定の前提（評価基準日（2024年11月28日）、算定時点における当社の株価（29円）、ボラティリティ（43.4%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（0.6%）、クレジットスプレッド（1.2%～3.3%）、試行回数（50,000回）、割当予定先は株価が転換価額を一定水準上回る場合に出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること等を含みます。）を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。

当社は、本新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の発行価額を各社債の金額100円につき金100円とすることを決定しております。

当社は、本新株予約権付社債の発行価額が当該算定機関の算定した評価額レンジ（各社債の金額100円につき98.6円から100.5円）の範囲内であり、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値を比較し、新株予約権の実質的な対価（社債額面100円につき3.7円から8.1円）が、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を踏まえた新株予約権の公正な価値（社債額面100円につき2.8円）を上回っており、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

なお、本新株予約権付社債の当初転換価額に関しては、本件資金調達の公表日の直近の市場株価が当社株式の公正な価値を反映しているという考えの下、本件資金調達の公表日の前営業日である2024年11月28日の終値である29円としました。また、下限転換価額は、希薄化への影響と、株価が下落した際に本新株予約権付社債の転換が進まず当社の財務状況が悪化するリスクを検討し、当初行使価額の50%（1円未満切り上げ）

である 15 円としました。

また、当社監査役 3 名（うち 2 名が会社法上の社外監査役）全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権付社債の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権付社債に含まれる新株予約権の実質的な対価が公正価値を上回っていることから、割当予定先に特に有利でなく適法であるとの意見を表明しております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価についても、同じ第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。当該算定機関は、本新株予約権付社債と同様に、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。

また、当該算定機関は、本新株予約権付社債と同様に、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提（割当予定先は株価が行使価額を一定水準上回る場合に出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること等を含みます。）を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権 1 個の払込金額を当該評価額と同額である 5 円としました。

なお、本新株予約権の当初転換価額に関しては、本件資金調達の公表日の直近の市場株価が当社株式の公正な価値を反映しているという考えの下、本件資金調達の公表日の前営業日である 2024 年 11 月 28 日の終値である 29 円としました。また、下限行使価額は、株価が下落した際に本新株予約権の行使が進まず、資金調達が進まなくリスクを考慮し、当初行使価額の 50%（1 円未満切り上げ）である 15 円としました。

また、当社監査役 3 名（うち 2 名が会社法上の社外監査役）全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出され

た評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でなく適法であるとの意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合に発行される当社株式(6,666,640株)と本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(68,965,600株)を合算した75,632,240株に係る議決権の数は756,322個となり、2024年9月30日現在の当社の総株主の議決権の数1,573,179個に2024年10月以降に前回予約権の行使により発行された株式数(3,571,500株)に係る議決権の数(35,715個)を加算した1,608,894個に対する割合は47.01%となりますので、これによって既存株主の皆様が株式持分比率及び議決権比率が減少し、又は1株当たり純資産額及び1株当たり利益額が低下するおそれがあります。

しかしながら、当社といたしましては、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達目的及び理由」に記載の目的を通じて、当社の企業価値ひいては株主価値向上に資することになるものと考えており、上記株式持分比率及び議決権比率の減少や1株当たり純資産額及び1株当たり利益額の低下の可能性を考慮してもなお、本件資金調達は株主価値の向上に資するものであると判断しております。なお、本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された上で、本新株予約権も全て行使された場合には、当社の発行済株式総数は236,585,434株となります。

なお、前回ファイナンスにおいても、当社の企業価値ひいては株主価値の向上を図ったところでありますが、LINE ヤフーとの連携事業の遅れ等により、所期の効果が達成できたとはいいがたいところです。しかしながら、着実に連携は進んでいるところであり、本新株予約権付社債の発行及び本新株予約権の行使による資金調達によって、当社の企業価値ひいては株主価値の向上が図られるものと考えております。具体的には、当社グループは、LINE ヤフー及びメルカリが運営する巨大なデジタルプラットフォームを活用することにより顧客層を大きく広げ、今後も厳しい競争が見込まれる国内市場において勝ち抜き、経営基盤を強化し、収益を確保していくことができると考えており、本件資金調達による資金を本買取サービスの遂行及び拡大のため投下することにより、当社の企業価値ひいては株主価値の向上が図られるものと考えております。

割当予定先である小川氏からは、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により発行される株式については、下記「(3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、本新株予約権の権利行使のために必要となる資金を確保するために、本新株予約権付社債の転換により取得する株式はその全てを、本新株予約権の行使により取得する株式はその一部を売却する予定であるが、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら市場にて売却していく方針であること、及び当該売却の対象

とならなかった当社普通株式については、継続して保有する方針である旨を口頭で確認しております。また、割当予定先である小高氏からは、本新株予約権の行使により発行される株式については、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、市場動向及び当社の資金需要を勘案しながら適宜行使を行うこと、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式については、市場への影響を考慮しつつ原則として市場にて売却を進めることを口頭で確認しております。なお、当社株式の直近12ヶ月間における1日当たりの平均出来高は26,427,590株（本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された上で、本新株予約権も全て行使された場合の最大交付株式数75,632,240株を加えた発行済株式総数236,585,434株の11.17%程度）であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された上で、本新株予約権も全て行使された場合の最大交付株式数75,632,240株を1年間（245日/年営業日で計算）にわたって平均的に行使売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量は308,703株となり、上記1日当たりの出来高の1.17%となるため、株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものと考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 氏名	小川 浩平
(2) 住所	東京都港区
(3) 職業の内容	大黒屋ホールディングス株式会社 代表取締役社長
(4) 当社と当該個人との間の関係	当社代表取締役社長であり、本日現在、当社普通株式20,812,528株（本日現在の発行済株式数（自己株式を除く）に対して12.93%）を所有しています。また、前回予約権を8,622個（潜在株式数：862,200株）所有しています。

(注) 当社は、小川氏は当社代表取締役であることから、外部機関への調査依頼は行わず、公開情報のリサーチ及びヒアリング等の方法によって、小川氏は反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(1) 氏名	小高 功嗣
(2) 住所	東京都港区
(3) 職業の内容	Apollo Management Japan Limited シニアアドバイザー
(4) 当社と当該個人との間の関係	・ 当社は小高氏が代表取締役を務める株式会社R&K Companyとの間で顧問契約を締結しており、同社に報酬として月あたり100万円の支払いがあります。

	<ul style="list-style-type: none"> 本日現在、当社普通株式150,000株（本日現在の発行済株式数（自己株式を除く）に対して0.09%）を所有しています。また、前回予約権を31,834個（潜在株式数：3,183,400株）所有しています。
--	---

(注) 当社は小高氏につきまして、第三者調査機関である株式会社中央情報センター（本店所在地：大阪府大阪市天王寺区生玉前町1-26。代表者名：安岡優子）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、小高氏が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

(小川氏)

割当予定先として小川氏を選定した理由は、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達目的及び理由 (i) 本件資金調達を検討するに至った経緯 (II) 本件資金調達の経緯」に記載のとおり、(i) 当社の経営者として、中長期的な当社の財務体質の強化を図るために2011年から当社に資金面で多大な支援をさせていただいており、当社の事業内容及びその不確実性についても十分に認識しており、そのリスクを引き受けることが可能な人物であること、(ii) 当社が2024年9月下旬に小川氏にエクイティ・ファイナンスについての相談を行ったところ、本新株予約権付社債にて当初100百万円の資金拠出が可能である旨の申し出を受け、小川氏以外で当該規模の当初の資金拠出を行える確約を得られた先は現時点で存在しなかったことを踏まえ、総合的に判断した結果、割当予定先として最適と判断したためです。

(小高氏)

割当予定先として小高氏を選定した理由は、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達目的及び理由 (i) 本件資金調達を検討するに至った経緯 (II) 本件資金調達の経緯」に記載のとおり、当社は2022年4月に小高氏が代表取締役を務める株式会社R&K Companyとの間で顧問契約を締結し、以降、弁護士資格及び投資銀行業務の経験を有する小高氏から経営戦略面の助言を受けてきている点、及び前回予約権の引受実績もある点を踏まえ、当社の事業内容及びその不確実性についても十分に認識のうえ、そのリスクを引き受けることが可能な人物であると判断し、2024年10月中旬にエクイティ・ファイナンスについての相談を行ったところ、新株予約権の引受けによる資金提供の承諾を得たためです。

(3) 割当予定先の保有方針

(小川氏)

当社は、割当予定先である小川氏から、現時点においては、本新株予約権付社債の転

換及び本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、下記「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、本新株予約権の権利行使のために必要となる資金を確保するために、本新株予約権付社債の転換により取得する株式はその全てを、本新株予約権の行使により取得する株式はその一部を売却する予定ですが、当該売却の対象とならなかった当社普通株式については、継続して保有する方針である旨の説明を受けております。なお、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使の方針に関しては、当社の状況等を見ながら合理性の範囲内で柔軟に対応する方針であるとのことです。

(小高氏)

当社は、割当予定先である小高氏より、本新株予約権については市場動向及び当社の資金需要を勘案しながら適宜行使を行うこと、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式については、市場への影響を考慮しつつ原則として市場にて売却を進める旨の説明を受けております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

(小川氏)

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先である小川氏から、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額に係る払込みについて払込期日に全額払い込むことの口頭による確約をいただくとともに、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額の払込みのために必要となる資金の確保・調達方法及び財務状況についてヒアリングを十分に行いました。

その結果、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額の払込みに必要となる資金は、小川氏の自己資金が原資であることを確認いたしました。当該確認に際しては、小川氏の金融機関の預金通帳を確認し、2024年11月15日現在において預金110百万円を保有していることを確認いたしました。これにより当社は、割当予定先による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額の払込みのために必要となる資金の確保・調達に何ら支障がないことを確認いたしました。

また、本新株予約権の権利行使のために必要となる資金については、当初は小川氏が既に所有する当社普通株式及び本新株予約権付社債の転換により取得した当社普通株式を売却した資金をもって権利行使を行い、その後は本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却した資金により、未行使の本新株予約権の行使を行う方針であるとのことを小川氏から口頭にて確認しております。また、小川氏より、上記当社普通株式の売却にあたっては、インサイダー期間を保有していない時点に順次、信託銀行との処分信託契約又は証券会社との売却一任契約（以下、両契約を総称して「売却委託契約」といいます。）を締結し、売却委託契約に基づき、信託銀行又は証券会社の裁量で当社普通株式の売却が行われる予定であることを口頭にて確認しております。以上のことか

ら、本新株予約権の行使の払込みのために必要となる資金についても、問題ないと判断いたしました。

(小高氏)

当社は、本新株予約権の割当予定先である小高氏から、本新株予約権の発行価額に係る払込みについて払込期日に全額払い込むことの口頭による確約をいただくとともに、本新株予約権の発行価額の払込みのために必要となる資金の確保・調達方法及び財務状況についてヒアリングを十分に行いました。

その結果、本新株予約権の発行価額の払込みに必要となる資金は、小高氏の自己資金が原資であることを確認いたしました。当該確認に際しては、小高氏の金融機関の預かり残高資料を確認し、2024年11月19日現在において日本円に換算して12百万円に相当する預金を保有していることを確認いたしました。これにより当社は、割当予定先による本新株予約権の発行価額の払込みのために必要となる資金の確保・調達に何ら支障がないことを確認いたしました。

なお、本新株予約権の権利行使のために必要となる資金（150百万円）を超える現金同等物の残高を現時点では有しておりませんが、2024年11月19日現在において434百万円に相当する時価の、流動性の高い上場株式の保有残高を小高氏の金融機関の預かり残高資料で確認しており、本新株予約権の権利行使のために必要となる資金については、当初は当該上場株式を売却した資金をもって権利行使を行い、その後は本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却した資金により、順次追加で本新株予約権の行使を行う方針であるとのことを小高氏から口頭にて確認しております。以上のことから、本新株予約権の行使の払込みのために必要となる資金についても、問題ないと判断いたしました。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
小川 浩平	12.94%	小川 浩平	(注4)
東京短資株式会社	1.68%	東京短資株式会社	1.16%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	1.31%	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	0.90%
野村証券株式会社	1.24%	野村証券株式会社	0.85%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1.20%	BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	0.83%
楽天証券株式会社	1.13%	楽天証券株式会社	0.78%
魚津海陸運輸倉庫株式会社	0.94%	魚津海陸運輸倉庫株式会社	0.65%
圓尾 浩久	0.93%	圓尾 浩久	0.64%
浅井 真一	0.79%	浅井 真一	0.54%
新井 清久男	0.77%	新井 清久男	0.53%

(注) 1. 募集前の持株比率は、2024年9月30日時点の株主名簿を基準として、小川

氏については2024年10月以降に小川氏が行使した前回予約権に係る株式数(3,571,500株)を加算して算定しており、本日現在の当社の発行済株式数(自己株式を除く)160,940,716株を分母としております。

2. 募集後の持株比率は、割当予定先が本新株予約権付社債を全て当初転換価額で転換し、本新株予約権を全て行使した場合の数です。
3. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入しております。
4. 割当予定先のうち小川氏は、当初は既に所有する当社普通株式及び本新株予約権付社債の転換により取得した当社普通株式を売却した資金をもって本新株予約権の権利行使を行い、その後は本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却した資金により未行使の本新株予約権の行使を行う方針であることを表明していることから、募集後の持株比率は上記当社普通株式の売却時の市場株価次第となり、未確定であります。
5. 割当予定先のうち、小高氏については、市場への影響を考慮しつつ原則として市場にて売却を進めることを表明していることから、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

8. 今後の見通し

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が業績に与える影響につきましては現在精査中であり、当社の2025年3月期通期業績予想に影響を与えることが判明した場合は、確定次第お知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合の新株式の発行数(6,666,640株)及び本新株予約権の全てが行使された場合の新株式の発行数(68,965,600株)の総数(75,632,240株)に係る議決権の数は756,322個となり、2024年9月30日現在の当社の総株主の議決権の数1,573,179個に2024年10月以降に前回予約権の行使により発行された株式数(3,571,500株)に係る議決権の数(35,715個)を加算した1,608,894個に対する割合は47.01%に相当し、希薄化率が25%以上になることから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見書又は株主総会決議等による株主の意思確認手続きが必要となります。そこで、当社は、当社の経営について理解しており、また、その適切性について判断できるようなファイナンス、企業経営、又は法務に関するそれぞれの専門性を有すると同時に、当社の経営者から一定程度独立した者として、当社の社外取締役2名(伴野 健二、中岡 邦憲)及び社外監査役2名(栃木 敏明、粕井 滋)の計4名からなる第三者委員会より、本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を諮問し、2024年11月28日付で、大要、以下のとおりの意見を取得しました。なお、株主総会決議等による株主の意思確認手続きは、臨時株主総会の開催には相応の費用と期間を要するという点において、当社の財務状況及び資金需要の時期に鑑

みると最善の選択肢ではないと考えたため、第三者からの意見書を取得することとしました。

1 結論

本第三者割当の必要性及び相当性について、問題がないと考えます。

2 理由

(1) 必要性

本第三者割当による調達資金は、LINE ヤフーとの業務提携に伴う新規事業資金（在庫保管倉庫費用及びシステム費用）、在庫買取り資金（LINE ヤフーとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取り費用、メルカリとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取り費用及び既存ルート（店舗、ネット）での買取り資金）、大黒屋における買取り専門店の新規出店資金、持株会社の運転資金（人件費、家賃、支払手数料等）であり、いずれも貴社及び貴社グループの経営基盤の拡大及び事業継続を図ることを目的として行われるものであり、調達された資金は貴社の企業価値向上に資することが合理的に予想される用途に充当されるものと期待できます。また、貴社の現状の資金繰り、手元資金及び財務状況等に基づけば、本件資金調達の緊急性も認められます。その他、貴社から受けた説明及び受領資料の内容について特に不合理な点も見いだせず、貴社には資金調達の必要性が認められると考えます。

(2) 相当性

ア 他の資金調達手段との比較

貴社から受けた説明及び受領資料によれば、貴社は他の資金調達手段として、公募増資、第三者割当による株式の発行、新株予約権付社債又は新株予約権のみによる資金調達、及び金融機関からの借入れによる調達も検討を行ったものの、既存株主に与える影響、資金調達の確実性等を考慮して、現時点においては本第三者割当の方法により資金調達を行うのが適切であると判断したとこのことであり、その論理において特に不合理な点は見いだせません。

イ 割当先について

小川氏は貴社の代表取締役社長として、貴社の財務状況を理解する立場からこれまでも貴社に対して資金面における支援を行ってきた実績があります。また、小高氏も弁護士資格及び投資銀行業務の経験を有し、2022年4月に小高氏が代表取締役を務める株式会社 R&K Company との間で顧問契約を締結し、以降、小高氏から経営戦略面の助言を受けてきている点、及び貴社が2023年12月に発行した前回予約権の引受実績もある点を踏まえ、当社の事業内容及びその不確実性についても十分に認識していることから、小川氏及び小高氏は、迅

速に確実な資金調達を行うという観点からは、適切な割当先であるといえます。さらに、割当先のうち小川氏は貴社代表取締役であり、小高氏に関しては貴社において調査会社に委託する等して小高氏が反社会的勢力と関係を有するか否かの調査も行い、反社会的勢力とは関係がないことを確認していることからすれば、各割当先の選定に著しく不合理な点は認められません。

ウ 発行条件について

発行価額の適正性に関し、外部算定機関である株式会社赤坂国際会計が、本新株予約権付社債及び本新株予約権それぞれについて算出した評価額を踏まえて決定されており、同社が使用した評価ロジックも合理的であることから、第三者委員会としては、発行価額は相当であると判断します。また、その他の発行条件についても、貴社と割当先との間の引受契約書のうち主要な契約条件を検討し、特に不合理な点を見出しておらず、これらの契約書については貴社の代理人として外部の法律事務所における弁護士が交渉を担当しているとのことで、その交渉プロセスにも不備がないものと思われま

エ 希薄化について

本新株予約権付社債が全て下限転換価額（15 円）で転換され、本新株予約権が全て行使された場合には本第三者割当により既存株主の議決権数に 47.01% という相応の希薄化が一時的であれ生じることとなります。なお、貴社が 2023 年 12 月に前回 CB 及び前回予約権の発行による資金調達を実施後、（i）2024 年 5 月 13 日に公表した 2024 年 3 月期の業績予想値と実績値との差異、及び 2024 年 11 月 12 日に公表した 2025 年 3 月期第二四半期の業績予想値と実績値との差異及び 2025 年 3 月期通期の業績予想値の下方修正、（ii）2024 年 6 月 28 日に公表した、前回予約権の行使価額の下方修正に伴う、前回ファイナンスによる調達総額の減少といった状況が生じておりますが、（i）については主に中国経済の不動産不況等に伴う不振により主力の中国人訪日客数が予想より回復しなかった点、（ii）についても中国人訪日客数の回復が進まなかったことから、業績を前回ファイナンスから半年程度で急激に回復させることは困難で、株価も下落傾向にあった点が理由と考えられます。

貴社グループの大黒屋は、質屋業としての査定力という強みを活かし一定の粗利率で商品を買取り、在庫規模にかかわらず一定期間内に商品を販売するというビジネスモデルです。したがって、在庫量をコロナ前の水準に戻すことが最優先に取り組むべき課題と考えられます。大黒屋の在庫回転率は速いことから、在庫の確保ができれば、大黒屋及び貴社グループの収益は改善できるものと考えられます。

前回ファイナンスについては、株価の低迷により当初想定していた資金額を調達することはできませんでしたが、本第三者割当は、LINE ヤフーやメルカリといった他社との業務提携や既存ルートにより、買取の多角化を図りながら、

在庫買取強化を行うための資金調達を主眼としているという点で、本第三者割当は貴社の中長期的な企業価値及び株式価値の向上につながる蓋然性は高いと考えられること及び本第三者割当により貴社のニーズに合った多額の資金調達を相当な確実性をもって実現できると予想されることから、本第三者割当は貴社の株主に希薄化を上回るプラス効果をもたらす可能性が高いと思われます。したがって、貴社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本第三者割当による希薄化の規模については合理性が認められると考えます。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

決算期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売上高	17,195	12,447	10,967
営業利益	△122	124	△143
経常利益	△283	△35	△446
親会社株主に帰属する当期純利益	△462	△279	△539
1株当たり当期純利益（円）	△3.95	△2.39	△4.60
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	5.85	3.44	△0.02

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2024年11月29日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	160,953,194株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	15,833,200株	9.84%

（注）上記潜在株式数の総数のうち、287,600株分は株式報酬型ストック・オプション、11,500,000株分は有償ストック・オプション、4,045,600株分は前回予約権に係るものです。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

（単位：円）

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
始 値	42	50	58
高 値	132	83	66

安 値	38	45	35
終 値	49	59	36

②最近6ヶ月間の状況

(単位 円)

	2024年 6月	2024年 7月	2024年 8月	2024年 9月	2024年 10月	2024年 11月
始 値	32	31	45	31	31	29
高 値	33	55	49	32	32	31
安 値	29	31	30	28	28	28
終 値	30	44	31	31	29	29

(注) 2024年11月の株価については、2024年11月28日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日株価

	2024年11月28日現在
始値	28円
高値	29円
安値	28円
終値	29円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	2023年12月21日
調達資金の額	100,000,000円(差引手取概算額:91,000,000円)
割当先	小川浩平氏
募集時における発行済株式数	116,982,866株
当該募集による潜在株式数	当初転換価額(52円)における潜在株式数:1,923,040株 2024年7月1日以降の転換価額(28円)における潜在株式数:3,571,428株
現時点における転換状況	全て転換済み
発行時における当初の資金使途	LINE ヤフーとの業務提携に伴う新規事業資金(在庫保管倉庫費用及びシステム費用):91百万円
現時点における充当状況	LINE ヤフーとの業務提携に伴う新規事業資金(システム費用):65百万円 持株会社の運転資金(人件費、家賃、支払手数料等):26百万円

(注) 当社は、2024年11月11日開催の取締役会において、調達資金の用途及び充当予定時期を変更することを決議しました。変更後の資金用途及び充当予定時期については、当社の2024年11月11日付け「資金用途の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

第三者割当による第20回新株予約権の発行

割当日	2023年12月21日
発行新株予約権数	444,445個
発行価額	総額6,222,230円(新株予約権1個当たり14円)
発行時における調達予定資金の額	2,317,336,230円(差引手取概算額:2,311,114,000円) (内訳) 新株予約権発行による調達額: 6,222,230円 新株予約権行使による調達額: 2,311,114,000円
割当先	小川浩平氏 411,111個(41,111,100株) 小高功嗣氏 33,334個(3,333,400株)
募集時における発行済株式数	116,982,866株
当該募集による潜在株式数	44,444,500株
現時点における行使状況	行使済: 403,989個(40,398,900株) 未行使: 40,456個(4,045,600株)
現時点における調達した資金の額(注)	1,214,935,430円(差引手取概算額:1,208,713,200円) (内訳) 新株予約権発行による調達額: 6,222,230円 新株予約権行使による調達額: 1,208,713,200円
発行時における当初の資金用途	① LINEヤフーとの業務提携に伴う新規事業資金(在庫保管倉庫費用及びシステム費用): 91百万円 ② LINEヤフーとの業務提携に伴う新規事業資金(顧客からの中古品の買取費用): 1,000百万円 ③ 既存ルート(店舗、ネット)での販売用在庫買取り資金: 559百万円 ④ 大黒屋における買取専門店の新規出店資金: 50百万円 ⑤ 持株会社の運転資金(人件費、家賃、支払手数料等): 612百万円
現時点における充当状況	① LINEヤフーとの業務提携に伴う新規事業資金(システム費用): 301百万円 ② 在庫買取り資金(LINEヤフーとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用、既存ルート(店舗、ネット)での販売用在庫買取り資金): 279百万円 ③ 大黒屋における買取専門店の新規出店資金: 16百万円 ④ 持株会社の運転資金(人件費、家賃、支払手数料等): 150百万円

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 充当済金額合計：746 百万円 ・ 未充当残高 ：463 百万円（「②在庫買取り資金（LINE ヤフーとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用、既存ルート（店舗、ネット）での販売用在庫買取り資金）」に全額充当予定）
--	---

（注）当社は、2024 年 11 月 11 日付け「資金使途の変更に関するお知らせ」において、変更後の資金使途及び充当予定時期を公表しております。詳しくは、当該公表資料をご参照ください。

1 1. 発行要項

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項につきましては、末尾に添付される別紙 1 「第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行要項」及び別紙 2 「第 21 回新株予約権発行要項」をご参照下さい。

大黒屋ホールディングス株式会社
第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) 発行要項

1. 社債の名称

大黒屋ホールディングス株式会社第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の総額

金 100,000,000 円

3. 各社債の金額

金 2,500,000 円

4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 100 円

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、社債券及び新株予約権証券を発行しない。

また、本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

本社債には利息を付さない。

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2024 年 12 月 16 日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2024年12月16日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、小川浩平氏に割当てる。

11. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、2026年12月16日にその総額を各本社債の金額100円につき金100円で償還する。

(2) 繰上償還

当社は、2024年12月17日以降、償還すべき日の2週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で繰上償還することができる。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

12. 買入消却

(1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

(2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

13. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社

普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換価額

① 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、当初、29円とする。但し、転換価額は本号②に定めるところにより修正され、また、転換価額は本号③ないし⑥に定めるところに従い調整されることがある。

- ② 2025年6月17日（以下「決定日」という。）に終了する15営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の平均の90%に相当する金額（1円未満切り上げ）（以下「決定日価額」という。）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、2025年6月24日（以下「修正日」という。）以降、決定日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が15円（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。

③ 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)④に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「時価下発行による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

- ④ 時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価（本号(ハ)⑤(ii)に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iv) 上記(i)ないし(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)ないし(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\begin{array}{l} \text{交付} \\ \text{普通} \\ \text{株式数} \end{array} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

⑤ (i) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下「転換価額調整式」と総称する。）の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(iii) 時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集にお

いて株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

(iv) 時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

⑥ 本号(ハ)④の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑦ 本号(ハ)④ないし(ハ)⑥により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

(ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、2024年12月17日から2026年12月16日(但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの間(以下「行使期間」という。))、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 20 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法
- (イ) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (ロ) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。
- (11) 本新株予約権の行使請求の効力は、本項第(10)号に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (12) 当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (13) 当社による組織再編の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継
当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- (イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第13項第(3)号(ハ)と同様の修正及び調整に服する。

- ① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- ② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

本項(6)に準じて決定する。

(ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加

する資本金の額を減じた額とする。

(リ) 組織再編行為が生じた場合

本項(13)に準じて決定する

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

14. 特約

(1) 担保設定制限

(イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。

(ロ) 本項(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

(イ) 当社が第11項の規定に違背し、3営業日以内にその履行がなされないとき。

(ロ) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。

(ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(ニ) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到

来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。

(ホ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

(ヘ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

15. 損害金

当社が本社債に関する債務を履行しなかった場合、支払うべき金額に対し年 14.5%（年 365 日の日割計算）の割合にあたる損害金を支払う。

16. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

17. 償還金支払事務取扱場所（償還金支払場所）

大黒屋ホールディングス株式会社 財務経理部（東京都港区港南四丁目 1 番 8 号）

18. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 行使請求受付場所
大黒屋ホールディングス株式会社 財務経理部（東京都港区港南四丁目1番8号）
21. 本新株予約権付社債の譲渡制限
本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
22. 準拠法
日本法
23. その他
- (1) 上記の他、本新株予約権付社債に関して必要な事項の決定は当社代表取締役社長に一任する。
 - (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
 - (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

大黒屋ホールディングス株式会社第21回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称
大黒屋ホールディングス株式会社第 21 回新株予約権（以下「本新株予約権という。」）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 3, 448, 280 円（本新株予約権 1 個当たり金 5 円）
3. 申込期日
2024 年 12 月 16 日
4. 割当日及び払込期日
2024 年 12 月 16 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、本新株予約権を小川浩平氏に 637, 932 個、小高功嗣氏に 51, 724 個割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「割当株式数」という。）は、100 株とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として 68, 965, 600 株とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = (\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}) \div \text{調整後行使価額}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

689,656 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額

金 5 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個あたりの価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初、29 円とする。但し、行使価額は第 10 項及び第 11 項の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

2025 年 6 月 17 日(以下「決定日」という。)に終了する 15 営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の平均値の 90%に相当する金額(1 円未満切り上げ)(以下「決定日価額」という。)が、決定日に有効な行使価額を 1 円以上下回る場合には、行使価額は、2025 年 6 月 24 日(以下「修正日」という。)以降、決定日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が 15 円(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額

が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日

に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2024 年 12 月 17 日から 2026 年 12 月 16 日までの期間とする。但し、第 15 項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、本新株予約権者に対し、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに通知する。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

2024年12月17日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件及び新たに交付される新株予約権の譲渡制限

第12項ないし第18項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第7章に定める振替口座をいう。ただし、同法第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを第12項に記載の行使期間中に第21項に記載の受付場所に提出する方法により行使請求するものとし、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数に行使価額を乗じた金額を現金にて第22項に記載の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項第(1)号に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

20. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が次項に記載の受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第22項に記載の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書に新株予約権行使請求取次日として記載された日に発生する。

21. 行使請求受付場所

大黒屋ホールディングス株式会社 財務経理部（東京都港区港南四丁目1番8号）

22. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新橋支店（東京都港区西新橋一丁目1番1号）

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、割引率及び当社株式の流動性等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとする。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、有価証券届出書の効力発生を条件とする。

以上